○国土交通省告示第八百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　裏沢川

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第九百七十三号で指定した土地の区域を除く）

宮城県栗原市栗駒沼倉字栗駒岳国有林

一三林班　ち小班　一号及び二号

ほ小班　三号及び四号

一〇林班　は小班　五号から十三号まで

い小班　十四号から四十五号まで

ろ小班　四十六号から四十九号まで

に[1]小班　五十号から八十号まで

九林班　ち小班　八十一号から九十二号まで

ろ小班　九十三号から九十八号まで

い[3]小班　九十九号から百十四号まで

り小班　百十五号から百二十二号まで

い[1]小班　百二十三号

○国土交通省告示第八百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十三年八月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　明治四十二年内務省告示第四十二号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府東大阪市善根寺町六丁目七四一番　一号、十一号、十三号及び十四号

七三七番一　二号及び三号

八七六番四　四号

八七五番五　五号

八七三番二　六号

八七二番一　七号及び八号

八七六番一一　九号

七三九番一三　十号

七三九番四　十二号

○観光庁告示第十三号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国農協観光協会（登録研修機関第十三号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月十九日

観光庁長官　溝畑　宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	坂根　國之
変更後	佐藤　俊彰

二　変更の年月日　平成二十三年八月十七日

○環境省告示第五十七号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第四号の規定に基づき、吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成十九年五月環境省告示第三十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示の適用前に立入りの認定の申請をした者に係る注意事項については、なお従前の例による。

平成二十三年八月十九日

環境大臣　江田　五月

第四号中「大台ヶ原ビジターセンター」を「大台ヶ原ビジターセンター又は上北山村商工会」に改める。

○中国地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年八月十九日

中国地方整備局長　福田　功

その関係図面は、平成二十三年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
	後別		
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八番一五地内	前	三六・五〇～五九・二〇メートル	〇〇・〇九八キロメートル
	後	三二・五〇～五九・二〇メートル	〇〇・〇九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十号	宇部市大字小串字沖ノ山一九七八番一五地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月二十一日

○四国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島県海部郡美波町北河内字大戸七八五番二から同町北河内字大戸七八六番一まで	前	九・七二～三八・七二メートル	〇・一一八キロメートル
	後	一六・二九～五八・八五メートル	
徳島県海部郡美波町北河内字北分五五六番一地先	前	三三・〇九～四七・九一メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	三五・九九～五七・四六メートル	

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
室戸市吉良川町字西松原甲三九四七番二六五地内	前	一〇・〇〇～三八・〇〇メートル	一・一〇〇キロメートル
	後	一〇・〇〇～二八・〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所